

学校生活の心得

生徒保健部

1. 学校生活について

本校で学ぶ目的も、社会経験や年齢もそれぞれ違っているが、共に学ぶにあたって、互いの人格を認め合い、他人を思いやり、自分を大切にすることを心がけて、自らの言動に責任を持って楽しい学校生活を送るために以下のことを守りましょう。

(1) 生徒証の携帯について ～生徒証は本校生であることを証明する唯一のものである～

校内では、スクーリングや受講登録、単位認定試験、証明書の発行等で提示を求める。校外では学割乗車券の購入等で提示を求められる。従って学校の内外を問わず、常に携帯する。

(2) 健康診断票について

体育や校外学習の受講の有無に関わらず、毎年度受診して提出しなければならない。

(3) 日常生活一般について ～マナーを守り、自己管理をすること～

- ①法令・条例に反する言動をしない。
- ②やむを得ず欠席や遅刻をする場合には、必ず学校に連絡し、指示を受ける。
- ③服装は自由であるが、学習するために登校するので、肌の露出が多い格好や、華美・派手な装飾品や髪型などをしない。
- ④下校時までは校外や周辺道路に出ない。近隣住民への迷惑や交通事故などのトラブルを起こさない。
- ⑤いかなる理由でも、スクーリングに関係のない物を持ってこない。
- ⑥多額の現金や貴重品は持ってこないように心がけ、持ち物は必要最小限にして自己管理をする。やむを得ない場合は貴重品ロッカー（職員室窓口で生徒証と引き換えにキーを受け取る）で保管する。
- ⑦落とし物、忘れ物は生徒保健部まで問い合わせる。（年度を経過した物は処分する）

(4) スマートフォン・携帯電話について ～マナーと人権を守ろう～

- ①授業中は使用しない。
- ②歩きながらの操作（歩きスマホ）は絶対にしない。
- ③スクールバス内で通話をしない。必ず電源を切るかマナーモードにしておく。
- ④SNS等で、人権を侵害するような書き込みはしない。

(5) 喫煙・飲酒について ～向陽台高校の生徒として禁止～

本校には様々な年齢の生徒が通っているが、「高校生」であるため、校内（駐輪場、バスターミナル含む）及び本校周辺の地域、スクールバスの通る道路や各バスターミナルでの喫煙は禁止する。

また、飲酒や禁止薬物の使用・持ち込みについても同様に禁止する。

(6) アルバイト許可について

アルバイト許可書の提出が必要な場合は、20ページの許可願をコピーし、必要事項を記入のうえ生徒保健部へ提出する。